

松山家庭裁判所委員会議事概要（第16回）

1 日時

平成23年7月7日（木）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

安藤裕子，宇都宮眞由美，窪田恕子，鈴木静，谷口祥子，永谷幸恵，兵頭英夫，本馬毅（五十音順）

（2）事務担当者

末次首席家庭裁判所調査官，一色次席家庭裁判所調査官，及川次席家庭裁判所調査官，山崎訟廷管理官，田中事務局長，玉井総務課長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の自己紹介

（3）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

裁判所を利用した人に対するアンケートについて，事務局長から説明してください。

アンケート結果について御報告します。

これから御説明しますのは，前回の報告後，つまり平成23年1月27日から6月30日までの結果です。この間に，配布又は来庁者が自らお取りになった枚数は24枚で，その内，回収されたのは16枚でした。

それでは，まずアンケート結果のうち，場所のわかりやすさでは，回答者13人で複数回答はなく，ほぼ回答者全員の方が「分かりやすい」又は「普通」との回答でした。分かりにくいと答えた方一名は，担当者の対応に不満を抱いたようです。

次に、職員の対応については、「ていねいだった」、「不安な思いできたが少し安心した」及び「普通だった」が計12です。他方、「不親切」以下が15です。一番多い回答は「十分に聞いてもらえない」の5でした。なかには、「不安な思いできたが少し安心した」としながらも、「十分に聞いてもらえない」、「しかられている感じ」だったと相反する方もいます。

これらのうち、家事調停委員に関するものは、家事調停委員の研修に活用して一層の改善を目指したいと思います。

そして職員が説明した内容については、「ていねいで分かりやすかった」、「不安な気持ちが少し解消した」及び「普通」が複数回答も含めて計12であり、この項目の回答全体から見ると、約7割になります。反対に、「早口で聞き取れなかった」と「他方に味方しているようだった」が、全体の約3割です。なお、「言葉がむずかしくて分からなかった」はありませんでした。

各アンケートは、該当すると思われる部署に知らせて、指摘内容を執務の参考にしていますし、問題点を検討し、今後活かしています。

以上で、アンケート結果の報告を終わります。

今の説明に関しまして、何か御質問なり、御確認はございますでしょうか。

委員からの質問及び意見は特になし。

(4) 現代の家族について

現代の家族についてというテーマで、窪田委員、谷口委員からそれぞれ発表があります。

(窪田)「現代の家族 ライフスタイルと社会構造の変化」と題し発表を行った。

(谷口)「現代の家族 ひきこもる若者たちとその家族」と題し発表を行った。

それでは、感想や質問、御意見を順番にお願いしたいと思います。

日頃の相談で思い当たることが多々あります。詐欺の被害者で、子どもさん

は騙されたから何とかして欲しいというのに、高齢者の本人は騙されたとは思っていないことがたまにあります。私も実際に騙したと言われる人に会ったことがあります。朝から夕方まで話を聞いてくれるということで、確かに優しく、語りも柔らかい。被害者本人も、要らないものだけど買ってあげたのだという状況でした。お小遣いの範囲内で止まっているのなら仕方がないのかなと思ったことがあります。

若者については、自分からこうしたいと積極的に行動する人が少ないと感じています。学校でも課題を与えられて、こうなさいと言われることに慣れているので、自分で課題を見つけて挑戦していく人が少ない。現代は、それぞれの部屋にテレビがあって、冷暖房も整っているし、店に行っても話をせず買い物ができるというような、苦労しなくても一人でできるという社会になっていて、コミュニケーション能力が育っていません。価値観や生活のスタイルを変えていかないといけないと思っていますが、名案はありません。長い時間がかかるのかなと思っています。

高齢者の詐欺被害の件については、被害の防止に御尽力されてきたことがよく分かります。一方で、これは司法や行政の役割だと思うのですが、事後的な救済活動については、日本では乏しかったのではないかと思います。被害に遭うことを他人には知られたくない恥ずかしいこととして隠してしまうことで、問題をより見えないものにしてしまっているということを考えると、予防と同時に、騙されたあなたが悪いのではないですよということで、事後的な救済の仕組みを考えることが大事だと思いました。そこは行政の救済機関や司法の役割に入ってくるからこそ、消費生活センターのようなところと連携を取ることで改善を図っていくことが必要と感じながら聞いていました。

私は毎日ある意味引きこもらずに来た学生と接していますが、深層心理としてはひきこもっている若者と同じだと思います。成果主義の中で愛媛の地元でうまくやってこられたからこそ失敗はしたくないというのは、高齢者の場合と

同じで、失敗したくないから慎重に物事を進めて、言われたことだけするという姿勢は、消極性に結びついていると思います。愛媛は元々公務員志望が多いが、親が望むから公務員だという言い方を必ずします。あるいは結婚観を聞けば、好きになった人と結婚して、子供をつくって、末永く暮らすという、ある意味理想が高い。理想というのは現実を前提とした話ではなくて、マスコミや学校でいう家族像が頭にあり、失敗しない人生を歩むためにはこうした就職や結婚をしなければならないという考えで生きていることを実感しています。だから些細なことでつまずいてしまって、引きこもりになってしまったり、過剰に落ち込んでしまう若者のことを考えると、高齢者だけでなく若い人にも、マスコミや学校で教わったとおりにはいかないのが普通ですよと、実生活と分離しているところを引き戻してあげることが、大学の教員に課された使命ではないかと思いました。また、そうした引き戻しをしていないつけが実は家裁に持ち込まれてトラブルとなっているのではないかと思うので、今回の報告の流れというのは、ひとつひとつの事例に共通するものを通して、家庭裁判所の方が苦労しながら解決に尽力しているのが少し分かったような気がします。

核家族も部屋で分断され、地域の中で一つの世帯がますます孤立しています。昔あった、いい意味でのコミュニティーが崩壊していることが、高齢者の被害に大きく関わっていると思います。小・中学生は独居老人の訪問活動をしたりしていますが、高齢者の方が色々なネットワークの中で、被害に遭わないように生きていけるような、一つの組織だけでなく、何か広がりがある社会の中で対応していることを高齢者に理解していただくのが大事で、その術が求められているのではないかと思ったりします。

5、6年前に東京の裁判所だと名乗って還付金を返還することに関する詐欺があったと思うのですが、その通知の手紙が知り合いの高齢者のところにも来まして、それは詐欺だと教えたのですが、そこに書いてある電話番号に電話したらどうなるか知らずに抗議の電話をすと言ったりしたことがあります。

ました。時代の流れについて行けない，その辺のところもあるのではないで
しょうか。

若者についての話は，教育に携わる者として，不登校の話を読まれると辛いと
ころがありますが，現在の学校教育の最重要課題の一つです。過去に，時間に
追われる中で結果主義，成果主義を追い求め，暗記を進める教育が広がったこ
とは事実ですが，現在は，そうした教育の在り方も見直されています。ただ私
自身は子どもたちの明るい面も見ています。阪神淡路大震災の時に若者が一斉
に立ち上がり，ボランティアに参加したという事実がありました。東日本大震
災でも小中学生たちは自分たちに何ができるかということで立ち上がっていて，
神戸の中学生たちは先生の指示を待たずに一週間で一千万円ものお金を集めて
寄付したようなこともあったようで，現在も東北とともに生きよう，支えよう
と考えている子どもたちは非常に多いです。そういう若者の良い部分をどう引
き出していくのか，どう伸ばしていくのかは，学校教育だけでなく，社会全体
で考えていかなければならないと思います。

なお，知的障害等の若者は企業に採用目標の制度があるが，発達障害の場合
は同様な制度がないという現状から，発達障害の子どもへの保護者をどう支援し
ていくか，保護者にどうエネルギーを蓄えてもらうかということについての制
度を考えていかなければならないと思っています。

放送との関わりを考えると，委員二人の話で共通しているのは，家族団らん
で茶の間にテレビの時代はとっくに終わっているということだと思えるのです。
最近テレビ業界でも稼ぎ所の19時台，20時台の視聴率の低下が大きな問題
となっています。ネットの普及や作る番組の内容のことがあるのかもしれませ
ん。これまで家族団らんをターゲットにした番組作りというものをやってきま
したが，話を聞きながら，これから様々なリクエストがある中で，どういう放
送をしていくべきかということを考えました。

一方で，報道機関の役割として，高齢者の被害防止や若者の引きこもりの相

談室などについて、広く周知していくことが、私たちの大きな役割ですから、これからも力を入れていきたいと思います。

いわゆる限界集落と呼ばれる過疎地に住む高齢者は、インターネットも使えませんし、新聞も見るのが面倒くさいということがあって、頼りになるのは地域の人の口コミの情報に限られます。したがって、集会所で配られる市の広報誌くらいでしか、被害が発生していることを知る機会も、そういうことがあった場合にどうしたらいいのかという情報手段もないというのが現実です。社会福祉協議会でもそういう地域に参加していくのは難しい状況だと思うので、高齢化と地域の過疎化がダブルで来た場合に、どのように対応すればいいのか、どのように支えていけばいいのかについて、裁判所からも働き掛けられることはないのかと少し考えているところです。

それから若者の話では、先程の谷口委員の発表中にダブルバインドという言葉が紹介されましたが、自分自身の体験でも、きちんと子どもに気持ちを伝えるようにしないと、親子でも伝えられないということがあると感じています。これまでは母親の役割とか子どもはこうあるべきとか、そういうものに当てはめて安心をしていたところがあると思うのですが、そうした価値観というのも多様化しているので、それもできなくなってきた、親の世代としては子育ての不安を感じているところです。

寂しい高齢者の相手役として引きこもっている若者たちをタイアップさせることができないかと思います。若者たちも社会に出たいのです。何かやりたいのだけれども、自分の価値を低く見ているので、社会が手を差し伸べていかないとできない。そういう中で高齢者と若者に何か役割を持たせることはできないかと思うのです。例えば、若者に買い物を頼むとか庭掃除を頼むとか、それは契約という中でやらないと問題になると思うのですが、今後の課題ではないかと思ったりします。

それから不登校の子どもですけれども、決してネガティブだけではないです。

子どもは、高校に入るところで大きな壁に当たるのですが、親もハードルを下げて、そういうところをきちんと選んでいる子は、自信を持って高校生活をエンジョイしています。子どもたちはどうにでも変化できるところもあるので、あきらめず気長に、あなたを見ているよというサインを送れる親が一人でも増えたらいいのにと考えています。

現代の家族がどう変わってきて、どういう現状なのか、また家族の実態の面に目を向けて、老人や高齢者、若者の引きこもりなど、そこでどういう問題が起こっているのか、そしてそれらを踏まえた上で、より良い未来の家族の姿に向けて何を考えていったらいいのかというような面から、あるいはそれにとられずに更に意見や質問がございましたら、お願いいたします。

社会保障の制度を研究しているので少し紹介させていただきます。社会保障と家族の形態というのは密接に関係している事柄です。家族の形態も多様化していますが、それは善悪ではなくて時代の流れです。社会保障は、モデル世帯を前提として制度を決めて組んでいるので、モデル世帯をはずれる人たちにとっては困難を与えてしまっています。家族の多様化を前提とした場合、社会保障の制度は世帯単位ではなく、個人単位であるべきではないかという議論をしています。家族の多様化については弊害もありますが、いいところもあります。家族がどうあるべきという議論をするよりも、多様になってきている、あるいはその中で育ってきて、年代によっても個人によっても普通であるという概念が違ってきているという現状を認識するところから始めるべきだと考えていました。

愛媛には、各地方局単位で警察や消費者グループなどが入ったネットワーク会議というものがあります。そこでは絶えず情報交換をしていて、被害者を一人でもなくそうと活動しています。まだ全体的な活動は活発ではなく、地方局の方からネットワーク会議のグループに情報を流しているのが実情ですが、全ての団体が情報交換しながら啓発活動を進めているところです。

コミュニケーション能力の乏しさの話が出ていますが、それは家族で培っていくものなのか、あるいは学校や社会で関わっていくものなのか、またそういうことではなくて育てていくべきものか、何か御意見はありませんか。

ある会社の方に頼んでコミュニケーション能力について話をしてもらったことがあります、おおよそはこちらが思い描いていたような話であったのですが、その中の一つに、コミュニケーション能力とは、じっと耐えることだという考えもあると言われたことを記憶しています。学校としては、様々な活動の場面で言語活動を培っていく教育を進めているのですが、言葉は生まれたときから家族の中でまねながら学んでいくものです。その段階で既に乏しくなっていて、あるいは虐待の家庭や養育放棄の家庭なら当然で、しかし、学校に入ったら学校が担うべき役割としてとらえています。ただし、子どもたちが刺激を受けるのは学校の中だけではありません。ある小学校では地域の高齢者で学校に十分行けなかった人からの話を聞いて、感化されて伸びていった子どももいますから、子どもが刺激を受けるのは、家族であったり、学校であったり、地域の方であったりするのだと思います。学校教育を責めるのは責めやすいですが、そういう短絡的なとらえ方ではなくて、人間がより良く生きていくためには色々なことに関わっていくべきではないでしょうか。学校教育の中では、きちっとしたコミュニケーションができるように、相手の気持ちが分かる、思いやりが持てる、学問上の知識の育みができるようにすることを担っていきますが、それ以外との関わりも総合的に捉えていただくと学校関係者としては少し気が楽になります。

家庭裁判所に対して一言ずつお願いします。

家庭裁判所に来たのは3回目になります。最初は30年くらい前に非行を犯した子どもを連れてきたのですが、古い部屋で待たされている間に、生徒がいたずらをしてしまい、大変緊張したことを覚えています。その後十数年前に行政において非行問題を取り扱う生徒指導担当者による協議会に呼ばれたときに、

生徒指導担当としての意見を述べたところ，それは家庭裁判所で扱うことではないなどと言われ，家庭裁判所は冷たいところだという印象を持っていたように思います。ただし，この委員会の案内状を受け取ったときに，通知というような命令調ではなくて柔らかな文面であったり，今日の会の進行を見て家庭裁判所もずいぶん変わったと感じました。

子どもたちの非行は子どもたち自身の責任ではなく，99パーセントは本当に困難な家庭の中でそうせざるを得なかったところに原因があると思っています。そうしたときに学校や家庭も一生懸命やり，警察も一生懸命やって，それでこの子は保護観察ではだめだと思っていたのに，家庭裁判所ではあっさりと保護観察とされることがありました。教員は必ずしも厳しい処分を望んでいるわけではありませんが，学校や警察が積み上げてきた思いもくみ取っていただけるようなコミュニケーションをお願いしたいと思います。

一般的には家庭裁判所は，まだ敷居が高いということになると思います。それは裁判所に出頭するときは緊張しているということなので，そういう前提で対応に気をつけていただきたいと思います。調停委員についても，上手に聞ける人には上手に話せると思いますので，じっくりと話を聞いていただけたらと思います。

調停委員が偏った調停の進め方をするという不満を持つ人は結構います。先入観を持って調停に入っている調停委員がいます。初めから決めてかかって話を聞かず，一方的だったという苦情を何度も聞いたことがあります。調停委員は，公平な判断ができる人を任命していただきたいと思います。

自分たちは，高齢者にはとにかく話をじっくり聞いてあげるようにしています。高齢者に対して騙されているとは絶対に言いません。話だけをしっかり聞いてあげて，それで相手がそれは必要ない物なのだということなら，それに沿ったように対処するようにしています。

事後的な救済に工夫が必要な時代になってきているのではないかと思います。

地道な取組ではありますが、利用者の方のアンケートの声は家庭裁判所に対する率直な声だと思しますので、良かった悪かったより、生の声の記載を重視して業務の改善につなげていただければと思います。アンケートの回収は大変だとは思いますが、このアンケートへの取組をこれまで以上に重視していただければと思います。

様式については、平成17年から2回大きく改訂していますが、これからも使いやすいものになるよう検討していきます。

成年後見制度については、保護の必要な高齢者の方への制度の周知がなかなかできていかなかったように思いますし、後見人となられる方が今のままでよいのかとも思っています。後見人候補者の裾野を広げる方策については、今後、委員のみなさんの意見を伺いたいと思います。一般の方々が家庭裁判所の敷居が高いと感じられているのは間違いないと思います。家庭の問題を解決するところとして、こういう場所があるという情報発信的なことをやっていけたらと思っています。

アンケートのことですが、最初に来られたときに、隅に置いておいて、強制ではなくて書いていただける方は書いて帰ってもらうような取組をしてはどうかと思います。もう少し件数を増やしたいということなら取りに行き行って書いてもらうより部屋に置いてお願いするようにしてはどうかと思います。

それと就労支援施設に、職場からの発信ということで家庭裁判所の職員に来ていただいて、どういう仕事かということの説明いただくことは可能なのでしょうか。

学校などへの出張講義はこれまでも行っておりますので、御要望があれば申し出ていただきたいと思います。

(5) 家庭裁判所委員へのアンケート実施結果について

前回実施いたしました家庭裁判所委員に対するアンケートの実施結果について、事務局長から説明してください。

アンケート結果について報告を行った。

(6) 次回期日について

平成 2 4 年 2 月 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

(7) 次回テーマについて

次回のテーマについて御意見はございますでしょうか。特に御意見がないようでしたら、次回は「家事事件手続法について」というテーマで報告、協議を行いたいと思います。

以 上